

山梨県障害者幸住条例改正に対する検討概要

現行の条例	見直し後の条例[案]	見直しの考え方
第1章 総則		
<p>目的 障害者の社会参加の促進により「障害者幸住社会」を実現する。</p> <p>定義 「障害者」について定義している。</p> <p>基本的理念 障害者が、個人の尊厳にふさわしい処遇を保障され、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる。</p>	<p>目的 障害者の社会参加や差別解消を推進し、共生社会を実現する。</p> <p>定義 「障害者」「共生社会」「社会的障壁」について定義する。</p> <p>基本理念 ・障害者は、あらゆる分野の活動へ参加する権利を有すること。 ・障害者は、地域で生活する権利を有すること。 ・障害者は、意思疎通の手段を選択する権利を有すること。 ・すべて県民は、障害に関する知識と理解を深める努力をすること。</p> <p>新たに追加する規定 ・市町村との連携 ・障害者団体との連携</p>	<p>基本的な考え方 障害者基本法の規定をもとに、目的や定義、基本理念等について見直す。</p> <p>本県の特徴 ・基本理念の中に、障害者と障害者でない者との相互理解の精神を追加した。 ・障害者施策等を進めるに当たり、策定の段階から障害者団体等と連携することが効果的であることから追加した。</p>
第2章 障害者の福祉の推進		
<p>規定する施策(12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療 ・就業機会の確保等 ・施設の整備 ・障害者の自主的な活動促進 ・ボランティア活動 ・文化活動等 <ul style="list-style-type: none"> ・教育 ・相談 ・在宅障害者への支援 ・福祉従事者の確保 ・公共交通機関の利用 ・啓発及び情報の提供 	<p>規定する施策(9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発及び交流 ・教育 ・障害福祉サービスの充実 ・文化芸術活動 ・防災 <ul style="list-style-type: none"> ・医療 ・雇用及び就労 ・公共交通機関の利用 ・円滑な意思疎通の確保 	<p>基本的な考え方 障害者基本法に規定する障害福祉施策をもとに、共生社会の実現に向けて、県として重点的に取り組むべき施策に整理、統合する。</p> <p>整理の概要 ・コミュニケーション及び防災に関する施策を新規に追加した。 ・相談、施設の整備、在宅障害者への支援等を、障害福祉サービスの充実に統合した。</p>
第3章 福祉のまちづくり		
<p>特定施設(19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官公庁施設 ・医療提供施設(病院、診療所) ・文化施設(図書館、博物館) ・宿泊施設 ・百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗 ・共同住宅 ・公会堂及び集会場 ・公衆浴場法に規定する公衆浴場 ・理容所及び美容所 ・道路 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等 ・教育施設等(学校、保育所) ・公共の交通機関の施設 ・娯楽施設等(劇場、映画館等) ・事務所(銀行、郵便局等) ・体育館、水泳場等スポーツ練習場 ・飲食店 ・複合施設 ・公園等 	<p>特定施設として継続する施設(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・娯楽施設等(劇場、映画館等) ・事務所(銀行、郵便局等) ・飲食店 <ul style="list-style-type: none"> ・物品販売業を営む店舗 ・公会堂及び集会場 ・理容所及び美容所 <p>特定施設から除外する施設(13)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等、道路、公園等など(他法令に整備基準あり) ・スポーツ練習場、公衆浴場など(建築件数が極端に少ない) ・宿泊施設、共同住宅など(延べ床面積2,000㎡以上 大規模のみ対象) 延べ床面積2,000㎡以上の建物は新バリアフリー法の対象施設となるため。 	<p>基本的な考え方 ・福祉的配慮を進める現行の特定施設から、バリアフリー新法その他の法令で対象となる建物等を外す。 ・バリアフリー新法その他の法令で対象とならない建物等のバリアフリーを進めるため効果があることから、現行制度(手続き等)は継続する。</p>
第4章 障害を理由とする差別の解消		
<p>(規定なし)</p>	<p>特に重点を置いて差別禁止を規定する分野例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス ・商品販売、サービス提供 ・教育 ・不動産取引 <ul style="list-style-type: none"> ・医療 ・雇用 ・建物、公共交通 ・情報、コミュニケーション <p>合理的配慮の不提供を障害者差別として規定 社会的障壁の除去について過重な負担がかからないときは、合理的配慮を行う。(県は義務、事業者は努力義務)</p> <p>障害を理由とする差別に関する相談体制の整備 資料2を参照</p>	<p>基本的な考え方 ・平成26年に実施したアンケートや県政出張トーク等で、左記の8分野において、不当な差別的取扱いを受けている事案が見られた。 ・不当な差別的取扱いの禁止について、具体的に規定することにより事業者等に対して効果的な意識啓発が期待できる。</p> <p>・合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高い。このため、不当な差別的取扱いのように具体的な禁止規定を設けるのは困難である。</p> <p>・相談窓口や差別解消の仕組みについて、具体的に規定し、障害者等に分かりやすく提示することで、障害者差別の解消が効果的に進むことが期待できる。</p>
附則		
<p>公布日 この条例は公布日から施行する。ただし、第三章は1年を超えない範囲内で施行する。</p>	<p>公布日 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>見直し規定 県は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行状況等を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行う。</p>	<p>基本的な考え方 状況の変化等に応じて見直しが必要である。</p>